

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1438753444029/index.html

執行機関名 大船渡市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	大船渡市有住宅条例(平成24年大船渡市条例第2号)による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 大船渡市有住宅条例(平成24年大船渡市条例第2号)による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条、第2条	大船渡市有住宅条例(平成24年大船渡市条例第2号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	(この法律の目的) 第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (用語の定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。 二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、 <u>低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設</u> で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、市有住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市有住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、 <u>低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設</u> で、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に該当しないものをいう。 (2) 共同施設 児童遊園、集会所その他市有住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市有住宅条例(平成24年条例第2号) 大船渡市有住宅条例施行規則(平成24年規則第27号) 大船渡市営住宅条例(平成9年条例第1号)